

## 第154回川口市都市計画審議会 会議録

日 時 令和5年7月5日(水) 開 会 午後2時00分  
閉 会 午後3時50分

会 場 川口市役所第一本庁舎8階 議会第4委員会室

出席者 委 員 ◎秋山 哲男 ○吉田 英司 樋野 公宏  
小嶋 文 宇於崎 勝也 柳田 つとむ  
松本 進 松本 幸恵 最上 祐次  
入野 純一 戸石 恵一 山崎 由美子  
林 弘幸  
◎会長 ○副会長

事務局 技監兼都市計画部長 川田 昌樹  
都市計画部理事兼都市計画課長 高橋 隆一  
都市計画課課長補佐兼施設計画係長 関根 雄一  
都市計画課課長補佐兼まちづくり政策係長 小泉 尚久  
教育総務部理事 石井 雅文  
建設部理事兼公園課長 大沼 伸康  
公園課課長補佐兼管理係長 石関 文雄  
教育総務部次長兼スポーツ課長 内田 大輔  
スポーツ課課長補佐兼管理係長 二俣 祐二

- 1 開 会
- 2 技監兼都市計画部長あいさつ
- 3 会長・副会長選出
- 4 会議録署名委員の指名  
(川口市都市計画審議会規則第7条第2項により会議録に署名する委員に入野委員、戸石委員の2名を会長が指名)
- 5 議 事

## 諮問事項

- (1) 川口都市計画公園の変更について  
「神根公園」
- (2) 川口都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について
- (3) 川口都市計画区域区分の変更について

## 報告事項

川口都市計画道路の変更について  
「新井宿駅前広場」

川口市都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、会議の成立を宣言し、川口市都市計画審議会条例第5条第1項の規定により会長が会議の議長となり審議を開始する。(傍聴人1名)

(以下要約)

### ・議長

諮問事項(1)川口都市計画公園の変更「神根公園」について、事務局に説明を求める。

### ・事務局

諮問事項(1)川口都市計画公園の変更「神根公園」について、ご説明させていただきます。

内容といたしましては、去る1月25日第153回都市計画審議会において事前報告をさせていただきました、近隣公園として都市計画決定されている神根公園の区域を拡大させることによる、区域及び面積の変更に伴う、都市計画変更を行なうものであります。

これまで、近隣住民をはじめ、地区の町会・自治会等への説明及び都市計画法第17条に基づく縦覧を行なって参りましたので、それらの結果も踏まえ、計画案を諮問させていただくものとなります。

まず始めに、経緯を説明いたします。

水泳競技において優秀な成績をおさめた選手を多く輩出してきた埼玉県であります。国内の主要大会が開催できる公営の屋内50m水泳場がなく、天候に左右されず競技に集中できる水泳場の整備は、水泳競技に関わる方々の悲願

でございました。

平成29年に埼玉県が整備の検討を表明したことから、古くから水泳に対する熱意が非常に高い本市としては、令和元年12月と令和2年10月に、県に要望書を提出するなど、積極的な誘致活動を展開いたしました。

こうしたことを受け、令和3年3月に本市神根公園及び神根運動場が屋内50m水泳場の整備最適地に選ばれました。

県の水泳場整備に合わせ、本市としましても、川口市立北スポーツセンター及び神根西公民館を含む神根公園・神根運動場周辺を一体的に整備する方針としたところでございます。

資料1ページ「川口都市計画公園の変更について概要」をご覧ください。

1、概要としまして、近隣公園として都市計画決定されている神根公園の区域を拡大させることによる、種別、区域及び面積の変更に伴う、都市計画変更を行なうものでございます。

2、必要性につきまして、当該事業につきましては、県の水泳場整備と北スポーツセンター及び神根西公民館の建て替えを契機とした神根運動場周辺を運動公園として一体的に整備するものであります。

また、広大な敷地を活かし、広域避難場所として指定するとともに防災機能を備えた公園として整備することを予定しています。

そうしたことから、子どもから高齢者まで多様な世代が集う新たなスポーツ拠点として、さらに都市災害の避難場所という安全性向上の役割も十分に担った施設として整備すべく、都市計画変更を行なうものでございます。

3、施設につきまして、現況神根公園は27,303㎡(約2.7ha)であり、今回約136,000㎡(約13.6ha)を追加し、全体で約163,000㎡(約16.3ha)となります。

現況施設につきまして、詳細を次ページ以降で説明いたします。

資料2ページ「案内図」をご覧ください。

神根公園は、JR武蔵野線東浦和駅から南東に2.2km(徒歩約28分)、国道122号及び東北自動車道の西側に位置し、東京外環自動車道の川口中央出口から1.1km、川口西出口から2.4kmに位置しております。

資料3ページ目「航空写真」をご覧ください。

青枠で示した部分が、現在の神根公園の区域で、公園区域拡大後は赤枠で示したとおりでございます。

資料4ページ「現況平面図」をご覧ください。

矢印で示している場所は、資料5ページに添付しております現状写真の撮影場所でございます。①から⑩までの番号で図面と写真がそれぞれ対応しておりますので、併せてご覧ください。

昭和46年に神根西公民館併設の①北スポーツセンター及びその隣に②ソフ

トボール場を開設し、今回追加面積の大部分にあたる神根運動場は、平成6年度から順次供用を開始しております。

神根運動場の施設につきまして、③南側に4面利用できる神根運動場野球場、その北側に④野球場とさらに北側に⑤ソフトボール場がございます。

敷地の北側に、⑥神根運動場競技場A（サッカー場兼ラグビー場）、その西側に⑦少年ソフトボール場と⑧神根運動場競技場B（少年サッカー場）、さらにその南側に⑨神根運動場競技場C（ターゲットバードゴルフ場）があり、最後に北側に⑩青少年野外活動広場がございます。

なお、④野球場と⑤ソフトボール場及び⑦少年ソフトボール場につきましては、市が整備を開始するまでは行政財産使用許可を基に団体が利用する施設となっており、現在使用料は免除となっております。この措置は、あくまでも一時的なものでございます。

資料6 ページ「平面計画図」をご覧ください。

区域南側に、県施設と記載した埼玉県内の屋内50m水泳場及び市施設と記載した北スポーツセンター・神根西公民館を設置し、公園内は自動車の通行を原則禁止するため、駐車場は南北に配置する計画となっております。

屋外運動施設として、様々な競技が実施できるよう面積の異なる施設を3カ所配置するとともに、誰もが安全で快適に利用できる憩いの場となるよう、周囲の斜面緑地や桜並木などの景観と調和する緑のある多目的広場を分散して配置する計画でございます。

また、障害のあるなしに関わらずのびのびと遊べるインクルーシブ遊具や健康維持を目的とした健康遊具の設置を予定し、バリアフリーに配慮した園路から容易に利用できるような配置を計画しております。

さらに、広大な敷地を活かし、広域避難場所に指定するとともに、防災器具などを備蓄する「防災倉庫」や、普段はベンチとして使用し災害時などに炊き出しが可能となる「かまどベンチ」、雨水を一時的に貯留する「雨水貯留施設」など、災害時においても威力を発揮する防災施設の設置も検討しております。

開園時期につきましては、令和9年度を目指し、現在設計を進めているところでございます。

続きまして、都市計画手続きについて説明いたします。資料7 ページをご覧ください。

去る令和5年2月から、公園の近隣住民、神根地区の合計35町会・自治会長をはじめとする町会・自治会の方々に、計画を説明させていただきました。

いただいた主なご意見としましては、水泳場での大会開催時など、周辺道路の混雑緩和に配慮した計画をしてほしいや、現在運動場を利用いただいている方から、整備後も利用できるよう計画してほしいといった内容でございました。

また、6月16日から29日まで、都市計画法第17条に基づき、計画案の

縦覧を行なったところ、縦覧者9名・電話でのお問い合わせ0名・意見書の提出1通でございました。

なお、意見書の内容についてですが、都市計画公園の変更については賛成とのごとでございます。詳細につきましては、現在の利用状況を踏まえた検討や周辺の土地のさらなる活用、健康維持を目的とした検討や防災対策の推進を希望する内容でございました。

資料8ページをご覧ください。

記載のとおり、法に基づく手続きを経て、本日の都市計画審議会へ諮問させていただいているところでございます。

資料9ページには「川口都市計画図」、資料10ページには「川口都市計画公園の変更（川口市決定）」、資料11ページには「理由書」を添付してございます。

説明は、以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

・議長

事務局からの説明を受けて、意見、質問等を求める。

・委員

資料7ページで、説明会の時に周辺の交通混雑について意見が出たという説明があったが、現段階では周辺環境への影響にどのような配慮、検討がされているか。

・事務局

交通混雑の緩和については、今後基本設計の中で、交通量に伴う歩道の確保等を検討していきたいと考えている。

・委員

1点目、川口市において、都市公園の中にスポーツセンターが建てられている箇所が数か所ある。神根公園において、都市公園法の公園施設における建蔽率を緩和していると思うが、川口市における都市公園の建蔽率の変化の経過と現況がどうなっているか教えてほしい。

2点目、現在利用していただいている方から、整備後も利用できるよう計画してほしいというご意見をいただいているという説明があったが、新たな施設が計画される中で、現在利用されている方々が継続して、利用できるか教えてほしい。

- ・事務局

1点目であるが、現在の神根公園の建蔽率は17.63%である。都市公園法の中での建蔽率は、通常の便益施設や管理施設については100分の2、都市公園法施行令で緩和できるのは100分の10となっているが、こちらの100分の10については、条例の方で緩和できるという規定を採用しており、神根公園においては100分の20まで緩和している。よって、合計で建蔽率が100分の22まで建設できるという状況になっている。

2点目については、資料3ページと6ページに記載しているとおり、現在の神根運動場野球場と同等の面積を「屋外運動施設2」の位置に、現在のサッカー場と同等の面積を「屋外運動施設3」の位置に、ターゲットバードゴルフ場と同等の面積を「屋外運動施設1」の位置に確保している。現在利用されている方については、共用という形にはなるが、引き続き利用できるよう計画を進めている。

- ・委員

資料6ページの平面計画図について、今までは運動場という形で運営されていたと思うが、都市公園法に則った運営に変更することによって、緑地や設備等の規定がどのように変わるのか教えてほしい。

- ・事務局

川口市都市公園条例に基づき、運動施設については敷地面積の50%以下、緑化については敷地面積の25%以上という規定がある。その中で整備を進めていきたい。

- ・委員

利用を活性化させるために Park-PFI など、民間活力の活用が考えられ、設計段階からその後の運営についても考えるということが大事だと思う。現在、そのような民間活力の活用、具体的には Park-PFI のための施設などを考えているか。

- ・事務局

検討したが、現段階では Park-PFI の活用は難しいと考えている。

- ・議長

補足として、他の事例であるが、秩父宮ラグビー場の設計を座長として携わっており、そちらでは基本構想の段階から当事者参加で行っている。スポーツ庁では現在、基本設計の段階から障害当事者を参加させるような方針に

変わった。国立競技場の設計もそのような形でやっている。成田空港の設計は当事者と専門家が参加し、議論しながら施設を作っているが、そのような新しい流れを是非検討してほしい。

- ・委員

1点目、資料6ページに記載されている、「屋外運動施設3」の下に小さくグレーの箇所がある。隣接する幼稚園の駐車場かと思われるが、こちらについて、用地の買い取り等の交渉が現在どのように行われているか教えてほしい。また、買い取り後、公園用地としてどのような活用を検討しているのか教えてほしい。

2点目、先ほど障害当事者の参加という話があったが、公園に隣接して障害者の通所施設や入所施設がある。地域に開かれた施設が求められているので、公園利用についても当事者の意見をお聞きいただきたい。

3点目、公園ができた際には、大会開催時以外にも交通量が増えると思うが、公園に面した西側の道路にはあまり信号が無いため、先ほど歩道についての話があったが、学校や病院等が周辺にある中で、信号の設置も含めた交通安全対策を今後協議できるものなのか。

- ・事務局

1点目の用地交渉については、これから本格的に行っていくので、ご了承いただきたい。

2点目であるが、障害者施設が隣接している1番北側の「広場3」においては、遊具を設置した形の公園として整備計画を進めており、こちらにはインクルーシブ遊具や健康遊具を設置し、皆様に活用していただくことを想定している。

3点目であるが、公園敷地の西側、南北に通っている道路については西側に歩道がついている。今回の計画地において、歩道の整備を計画している。今後、交通管理者との協議を進めていく中で、資料6ページ「植栽帯1」と記載のある箇所から1番近い交差点に右折帯ができるのではないかと想定している。交通管理者と密に協議を進めながら決定していきたい。

- ・議長

交通については、この図面だけだと分かりづらい。もっと広域的な観点で、施設ができることによる発生交通の予測等を実施しないと分からない。ここについては、今後しっかり計画したほうがよい。

- ・委員

運動公園ということで、市民も非常に注目している。スポーツの集積地になると、市民の方はウォーキングやランニングを期待されているのではないかと思う。市民向けのウォーキングコースやランニングコースの敷地は確保可能かどうか。

- ・事務局

ウォーキングコースやランニングコースについては、計画の中に盛り込んでいるが、今後の基本設計や実施設計の中でさらに検討していきたい。

- ・議長

質問等がないようなので、質疑を打ち切り川口都市計画公園の変更「神根公園」について、原案どおり答申することについて諮る。

「異議なし」の声

- ・議長

異議なしと認め、原案どおり市長に答申することに決定した。

- ・議長

諮問事項（２）川口都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について、及び諮問事項（３）川口都市計画区域区分の変更について、事務局に説明を求める。

- ・事務局

諮問事項（２）川口都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について、ご説明させていただきます。

前回の都市計画審議会にて事前報告をさせていただきましたが、委員の改選もありましたので、改めて概要とスケジュールについて、ご説明いたします。

資料１をご覧ください。

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（以下、整開保と言います。）は、都市計画法第６条の２に基づき、埼玉県が定めるもので、都市計画の基本的方向性を中長期的かつ広域的な視点に立って、概ね５年ごとに見直しを行っているものであります。

整開保に定める内容としては、都市計画の目標など大きく３つの項目があり、下段の体系にもありますように、埼玉県５か年計画やまちづくり埼玉プランに基づき、定めるものとなっております。

資料２をご覧ください。

こちらは本方針の理由書で、変更理由として、県の都市計画の基本指針である「まちづくり埼玉プラン」の改定や社会情勢の変化などを踏まえ、コンパクトなまちづくりの更なる推進や、防災・減災対策の強化、都市内緑地の保全・活用を促進するため、本方針を変更するものとしております。

先程申したとおり、当方針は通常概ね5年ごとに埼玉県が見直すものでありますが、元々、中長期的な視点に立って方針を示しているものであることから、前回と比べ、今回大きな方向性の変更はございません。

それでは、本方針の主な内容について簡単にご説明申し上げます。

資料3をご覧ください。

1 ページ目をご覧ください。

「第1 都市計画の目標」ですが、基本的事項として、本方針は一の市町村を超える広域的見地から、「まちづくり埼玉プラン」に基づき定めるとしております。

次に都市計画区域の範囲は行政区域の全域で、目標年次は概ね20年後とし、後ほどご説明いたします区域区分は令和12年を目標年次としております。

2 ページをお開きください。

都市計画の目標として、ご覧のとおり、本市の特性が記載され、(2)の都市づくりの基本理念は、コンパクトなまちの実現、地域の個性ある発展、都市と自然・田園との共生が示され、今回新たに、環境への負荷を低減し、エネルギー効率の良い脱炭素社会の実現へ向けた表現などが新たに追加されております。

3 ページをお開きください。

次に、地域ごとの市街地像として、「中心拠点」、「生活拠点」、「産業拠点」を記載しております。

各拠点の各駅などの対象エリアについては前回と変更はありません。

4 ページをお開きください。

4 ページ目は、「第2 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針」について定めております。

こちらは前回と変更はございませんが、人口や産業の規模について、埼玉県の方で数値の更新を行っているものであります。

続きまして、5～18 ページは、「第3 主要な都市計画の決定の方針」について示しております。

内容としては、前回とほぼ同様ですが、主な変更点としては、5 ページの住宅地の部分で、農地と低層住宅が調和した良好な住居の環境を保護する田園住居地域についての文言を新たに追加しております。

また、8 ページ⑥都市防災に関する方針で、近年頻発化している水災害のリスクに応じ、防災・減災対策に取り組む文言や、9 ページ⑧で都市内の緑地の維持等に関する方針を追加しております。

11ページから14ページには交通や下水道、河川など都市施設の整備に関する方針を記載しており、内容に変更はございません。

15ページには市街地開発事業に関する方針を記載しており、市街地開発事業の目的を追記しております。

16ページから18ページは緑地や公園など、自然的環境の整備又は保全に関する方針について記載しており、表現上の変更はあるものの、内容について概ね変更はございません。

最終ページには「整開保の方針図」を添付しております。

なお、参考資料として、資料4に主な変更点（新旧対照表）を付けさせていただきます。

最後に、「整開保の変更」に関するスケジュールをご説明いたします。

資料5をご覧ください。

今回の変更にあたり、都市計画法に基づき、県により公聴会開催のための原案の閲覧及び公述人の申出受付を令和4年9月20日から10月4日までの2週間行いました。結果として公述の申出者が1名おり、10月21日に公聴会を開催しました。

その後、前回（令和5年1月に開催）の都市計画審議会での経過報告を経たのち、令和5年2月10日から2月24日の2週間、都市計画法第17条の案縦覧を行いました。結果としては、縦覧者0名、意見書の提出についても0名でした。

そして本日、都市計画審議会にて、賛成の答申が得られれば、川口市としては意見なしとして、埼玉県に回答し、最終的には埼玉県都市計画審議会の議を経て、決定告示される予定であります。

以上で、川口都市計画都市計画区域の整備・開発及び保全の方針について説明を終わります。

続きまして、諮問事項（3）川口都市計画区域区分の変更について、ご説明させていただきます。

こちらも、前回の都市計画審議会にて事前報告をさせていただきましたが、改めて概要とスケジュールについて、ご説明いたします。

資料1をご覧ください。

まず、区域区分とは、都市計画法第7条により、都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画に市街化区域と市街化調整区域との区分を、概ね5年ごとに、埼玉県が定めるものであります。

面積についてですが、国土地理院が公表している「全国都道府県市区町村別面積調べ」が、計測方法の変更により修正されました。既に行政面積は修正しておりますが、都市計画区域面積については今回の定期見直しにより変更する

ものであります。

具体的には、都市計画区域を約6,197haから約6,195haに変更、市街化区域は約5,467haのまま変更はなく、市街化調整区域は約730haから約728haに変更となっております。

次に理由として、今回の目標年次を令和12年としていること、また、市街化区域と市街化調整区域については、埼玉県として、将来の人口減少、高齢化社会を見据え、市街化区域の拡大を抑制していく方針であり、本市としても、安行神根地区は安行近郊緑地保全区域の指定、また、小谷場地区も河川の治水事業が整備中であり、見沼たんぼも「水と緑のレクリエーション拠点」として位置付け、県の基本方針でも、保全する方針となっていることなどから、各ゾーンの特性や状況を考慮し、県と協議した結果、今回、市街化区域と市街化調整区域の土地の区域については変更ございません。

なお、こちらも参考資料として、資料2として理由書、資料3として主な変更点を付けさせていただきました。

最後に、「区域区分の変更」に関するスケジュールにつきまして、資料4をご覧ください。

区域区分の変更に関しましては、先程ご説明させていただきました、整開保の変更に関するスケジュールと同様となりますので、割愛させていただきます。

説明は、以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

・議長

事務局からの説明を受けて、意見、質問等を求める。

・委員

1点目、諮問事項(2)資料3の5ページに田園住居地域を定めるとの表記がある。農地と低層住宅が調和した良好な住居の環境を保護する地域について、イメージが湧かないので、具体的に想定されているものがあれば教えてほしい。

2点目、埼玉県が定める方針の改定に伴った改定ということだが、川口市が独自に位置付けられている部分があれば教えてほしい。

・事務局

1点目の田園住居地域についてであるが、市街化区域で生産緑地の指定を受けていたものが30年で生産緑地の解除を迎える。その時に、農地として残すべきではあるが、開発もしていきたいという声もある。第一種低層住居専用地域では農業に特化した大きな建物等が用途地域上、建てることできないという規制がかかっているため、農業を保全するために農業に対してだ

けは緩和していき、他の住宅等については制限を厳しくしていく、という用途地域が新たに定まった。

2点目であるが、整開保の方針は、埼玉県の上位計画である、まちづくり埼玉プランの方向性に基づいて定めている。まちづくり埼玉プランの中では、県北ゾーン、県央ゾーン、県南ゾーンといくつかのゾーンに分けて方向性を定めており、川口市は蕨市、戸田市、草加市と同じ県南ゾーンに属している。具体的には、資料3の2ページ目に記載されている、「(2)当該都市計画区域の都市づくりの基本理念」にある「○コンパクトなまちの実現」「○地域の個性ある発展」「○都市と自然・田園との共生」の中での記載は、県南ゾーンにおいて示されている方針である。さらには、資料3ページ目「3地域毎の市街地像」の中で「○中心拠点」「○生活拠点」「○産業拠点」の記載においても、川口市については、中心拠点に川口駅や東川口駅の周辺、生活拠点に西川口駅や埼玉高速鉄道の各駅周辺、産業拠点に新郷工業団地、南平工業団地など、具体的な拠点が位置づけられている。

- ・委員

諮問事項(2)資料3の8ページ「⑥都市防災に関する方針」の中に、「近年頻発化している水災害のリスクに応じ、防災・減災対策に取り組み」という記載があるが、具体的には、近年戸塚で設置した貯水池を数多く増やしていくという解釈でよいか。また、それ以外で何か具体的な取り組みがあれば教えてほしい。

- ・事務局

委員ご指摘のとおり、都市において水害が多く発生しているので、それに対応するために、地下貯留槽の設置等を進めていくことなどを想定したものである。

- ・委員

6月の初旬に水害が市内各地で発生した。貯留槽は公園の地下や公共物の地下に設置するというのがオーソドックスだと思うが、公園や公共物が無い場所で水害が発生した場合は民間企業等への協力を求めていくかどうか。

- ・事務局

今現在、開発行為に該当するものは、貯留槽等を設置することが義務化されている。規模が大きな開発になると埼玉県の条例において、より厳しい基準で貯留施設の設置を義務付けている。

- ・委員

諮問事項（２）資料３の２ページに「コンパクトなまち」との記載があり、駅を中心にコンパクトなまちにしたいという意図は分かったが、駅中心でコンパクトにされると新郷地区等、駅から離れた地区がより不便になると考えられるが、どのように考えているか教えてほしい。

- ・事務局

川口駅を例にすると、川口駅周辺に拠点施設等のコンパクト化を進めていくことに加えて、川口駅から新郷地区等に対してのバス路線の拡張等を併せて検討していく。都市交通の利便性とコンパクト化による集積の両論を考えていきたい。

- ・委員

路線アクセスを良くするということが、現在川口市で行っているみんななかまバスのようなものをイメージするが、みんななかまバスだと駅の方への路線がないので、みんななかまバスを駅周辺まで走らせるということでしょうか。

- ・事務局

川口駅から新郷地区については、路線バスが数多く走っている状況だと認識している。バス路線を増やすと、渋滞が発生する等、課題も考えられる。そのため、コミュニティバスのみならず、路線バス業者とも協働し、路線バスの円滑な通行の可能性も含めて検討していきたい。

- ・委員

川口市の北西部では、利用駅が蕨駅、南浦和駅、東浦和駅となり、川口市域内にないため、新郷地区のように市内の駅とのネットワークづくりができない。このような市外の駅とのネットワークやコンパクトなまちづくりについてはどのように考えているのか。

- ・事務局

委員ご指摘の件については、川口市のみだけでは解けない課題であるので、蕨市等、近隣市とも意見交換をしながら協議を進めていきたい。

- ・委員

議長のご意見も伺いたい。

- ・議長

日本の場合、バス事業者が自分たちで計画をするケースが多く、行政が計画に参画できていない。そのため、住民本位の交通ネットワークが作れていない状況である。欧州では経営が住民主体であり、それは行政が6割ほど負担することが前提となっている。モンペリエでは、人が集まれば税収が増え、無料でも経営ができるという考えである。また、欧州では人を中心に考えているが、日本では安全、ネットワーク、コストベネフィット等を考えている。そこが決定的に違う。日本も頑張ってはいるが、欧州までには至っていない。川口市には今後期待したい。

- ・委員

諮問事項（3）の説明の中で、「小谷場地区も河川の治水事業が整備中」という説明があった。当地区は、市街化調整区域内で、昔から住居が混在している状況である。埼玉県としても、まちづくり埼玉プランの中で、防災・減災対策の強化、都市内緑地の保全・活用の促進という名目があるように、上谷沼調節池については、防災・減災に重要な貯水池であることや、敷地内に豊かな緑地があるので、今後の整備状況や計画をどのように考えているか教えてほしい。

- ・事務局

上谷沼調節池は、藤右衛門川の氾濫が起きないように水量を調節する池である。昭和45年に市街化調整区域を指定し、全体を池にする計画であったが、市街化調整区域に指定する前に駆け込みで建築行為が行われ、住居が点在している状況である。埼玉県は当初、市街化調整区域全域を池にする計画としていたが、駆け込みで建物を建てられてしまったので、池の工事を推進している担当部局が池の区域を変更して整備を進めていく動きがある。川口市としても、市街化調整区域内の建物を買収できていない場所についてどのようにするか埼玉県に聞いているが、治水部局とまちづくり部局もそれぞれの立場で考え方があり、治水部局も池の範囲がここで決まりだと言い切れない状況である。池の範囲が決まれば、残りの池でない市街化調整区域について、地権者の意向にもよるが、面整備を行ったうえで市街化区域に編入することも、選択肢として考えられる。

- ・議長

ハザードマップも出来ていないのか。

- ・事務局

芝川と荒川のハザードマップはあるが、藤右衛門川は芝川の支流であるので、芝川が溢れてもあまり影響が少ない場所かと考える。

- ・議長

線状降水帯や温暖化等の影響により、ここ数年雨の量が桁違いに多くなってきており、ハザードマップが機能していない。我が家はハザードマップで浸水深が50cm～1mである。玄関に高さ50cmの仕切り版をつけて、雨が溢れても入らないようにしている。特に内水氾濫に気をつける必要がある。今の下水道は時間雨量50mmで設計されているが、実際には30mmくらいで蓋が上がってしまう現状がある。川口市がどのくらいまで内水氾濫に耐えうるのか計算しているか。

- ・事務局

川口市の計画雨量は概ね、時間雨量50mmで計画している。計画どおり進めていた場所でも、ゲリラ豪雨に対応できていない場所もあるのが現状である。問題が発生しているところを中心に、地下貯留施設等の対応策を施し、全体としては50mmに耐えうる形にしていきたい。

- ・議長

質問等がないようなので、質疑を打ち切り川口都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について、及び川口都市計画区域区分の変更について、原案どおり答申することについて諮る。

「異議なし」の声

- ・議長

異議なしと認め、原案どおり市長に答申することに決定した。

- ・議長

報告事項、川口都市計画道路「新井宿駅前広場」の変更について、事務局に説明を求める。

- ・事務局

報告事項、川口都市計画道路の変更「新井宿駅前広場」について、ご説明させていただきます。

本日の報告は、都市計画道路「新井宿駅前広場」の区域を縮小する都市計画変更を行うためのものです。

資料1「都市計画道路の変更（新井宿駅前広場）」に記載された概要に沿って説明させていただきます。1ページめくっていただき、資料2「変更箇所位置図」を併せてご覧ください。

新井宿駅前広場は、埼玉高速鉄道の新井宿駅新設に伴い、土地利用計画・交通体系を検討した結果、3・4・74号新井宿駅前通り線に付随する形で平成6年4月8日に都市計画決定されました。

その後、平成26年2月4日に駅前広場を分離し、川口市決定として新たに都市計画変更がされております。

次に、資料3「変更前後図」をご覧ください。

上側が現在の都市計画決定区域、下側が変更後の都市計画決定区域で、約5,000㎡の都市計画決定区域を約3,100㎡に変更予定でございます。

都市計画変更の理由とその内容といたしましては、大きく二つの理由がございます。

1つ目は整備手法の変更によるもので、当初、駅周辺での土地区画整理事業を前提に、現在の道路や高低差等地理的状况を考慮せずに都市計画決定していましたが、現在は土地区画整理事業ではなく、街路事業で整備を予定しております。

また、2つ目の理由は、駅利用者数によるもので、都市計画決定当初の駅利用者数の見込みは一日あたり約32,000人/日であったところ、コロナ渦前の令和元年度時点の駅利用者数は一日あたり約11,800人/日と、約3分の1程度となっております。

加えて、20年後の将来駅利用者数を算出したところ約12,600人/日と都市計画決定当初見込みを大きく下回っていることでもあります。

駅前広場の必要面積について、将来の交通形態の多様化が進み、従来の駅前広場面積算定方法ではその変化を補完しきれない部分もございます。

しかしながら、今回の都市計画変更にあたっては、埼玉県作成の「都市計画の手引き」において、原則「駅前広場計画指針」に基づき駅前広場計画を策定するよう定められていることや、新井宿駅は駅利用者数や各交通機関の分担率が既に明らかになっていることから、現状の駅利用状況に沿った面積算定が行えること、加えて、暫定駅前広場において既に設置されているバスバースやタクシープール等の、各バース数を都市計画変更後の駅前広場に反映させることができることから、「駅前広場計画指針」の算定に基づき算出を行うことといたしました。

その結果、約3,100㎡に区域を縮小してもその機能を損なわないという検証を踏まえたうえで、駅前広場を縮小するものです。

続きまして、資料4「新井宿駅前広場の考え方」をご覧ください。

新井宿駅前広場は図に青色で示す約5,000㎡の区域で都市計画決定がされ

ております。しかしながら、現在は図に緑色で示すように、都市計画決定区域の東側に暫定駅前広場として整備された約 2,200 m<sup>2</sup>の駅前広場が利用されている状況でございます。

新井宿駅前広場の入り口やエレベーター及びエスカレーターは、図に黄色で示すように、本来の都市計画決定区域に設置されており、バリアフリーの観点からも本来の都市計画決定区域に駅前広場を整備することが求められます。

そのため、駅前広場の整備実施にあたり、都市計画決定区域を縮小し、図に赤色で示す約 3,100 m<sup>2</sup>の区域に都市計画変更を行う予定でございます。

資料5 新井宿駅前広場平面図をご覧ください。現時点における施設配置を参考図として添付させていただきました。

バス乗車場と降車場がそれぞれ2か所、タクシー乗車場、タクシー降車場、自家用車乗降場が各1か所、身障者用乗降場がエレベーターの近くに1か所、バス駐車場とタクシー駐車場がそれぞれ4台分配置しております。

最後に、都市計画変更手続きの際の主な流れをご説明いたします。

資料1の「3. 変更手続きスケジュール（案）」をご覧ください。

都市計画変更手続きといたしまして、関係地権者への事前説明、住民説明会、都市計画（案）の公告・縦覧、都市計画審議会、都市計画の決定告示となります。

関係地権者への事前説明としましては、令和5年2月27日から3月7日にかけて全地権者11名に対し、個別に訪問し事前説明を行いました。

主な質疑としましては、新井宿駅前広場の都市計画決定区域に接続している川口市道759-1号が駅前広場整備に伴って整備されるのか、また、駅前広場の整備時期や、暫定駅前広場の今後の活用方法などのご質問をいただきました。駅広区域の縮小に関して反対意見はございませんでした。

続いて、令和5年6月25日に2回、6月26日に1回の、計3回、全市民向けに住民説明会を行いました。

主な質疑としましては、駅前広場の整備スケジュールや、暫定駅前広場が整備された理由、また、暫定駅前広場の今後の活用方法等についてご質問があり、駅前広場内へ交番等を設置するよう要望がございました。

今後の予定でございますが、暫定駅前広場に進入するために設けられている交差点が、変更後駅前広場の区域に合わせ移設されることから、交差点の安全性などについて警察協議を進め、都市計画（案）を作成し、都市計画（案）の縦覧の後、今年度で開催する都市計画審議会に諮問する予定です。

説明は、以上でございます。

- ・議長

事務局からの説明を受けて、意見、質問等を求める。

- ・委員

1点目、都市計画決定当初の駅利用者数の見込みが3分の1程度になったという説明があったが、どのような理由で減ったのか教えてほしい。

2点目、説明の中で、交番の設置等について意見があったとのことだが、トイレの設置について意見はなかったか教えてほしい。

- ・事務局

1点目の駅利用者数が3分の1に減った経緯については、変更前の駅前広場は、地下鉄そのものと併せて都市計画決定されたもので、当時は地下鉄の利用者数が多いという想定の下、駅前広場においても、利用者数が多いと想定して都市計画決定したものである。

2点目は、トイレ設置の要望についても説明会で意見が出ていた。整備担当課である街路事業課も説明会に同席しており、案のひとつとして考慮するとのことであった。

- ・委員

バス・タクシーの利用者もさることながら、運転要員の方々もここにプールされるということになると、一定時間拘束されるので、トイレの設置が必要だと思う。追って検討していただければと思う。

- ・委員

資料5の平面図はどこまで確定しているのか。乗降位置等は決まりなのか、それとも詳細はこれから検討するのか。

- ・事務局

これはあくまで参考図である。暫定の駅前広場にあるバスの駐車場や台数を配置したらこのようになるといった図である。

- ・委員

これから交通計画の検討だと思うが、タクシーが優遇されていてバスが不利な位置に置かれている等、バス利用者にとっても便利にしてほしいとか、駅前広場に屋根を掛けるとかトイレの話だけではなく様々なことを考えなければならない。今後、検討していただきたい。

- ・委員

資料5の平面図についてであるが、時間帯によってはバス乗降場の位置に、送迎用の自家用車が駐車される恐れがあるのではないか。この平面図は川口元郷駅前広場のレイアウトに近いが、川口元郷駅では、時間帯によって送迎用の自家用車が並び、バスの運転手がクラクションを鳴らすといったことがある。地下鉄が到着したところを見計らって混雑するのだと思うが、川口駅周辺も夜は旧そごう周辺や、リアパークトンネルの付近において、塾のお迎え等、帰宅者の送迎で自家用車の待機列がある。新井宿駅周辺は車の所有者が多く、生活スタイルにおいても車が移動手段のひとつとして重要性が増していると考えられるので、自家用車のことも考えて計画していただきたい。

- ・議長

公共交通が進入するところに、自家用車を入れない方法もある。自家用車と公共交通を分けてツイン型にするという案や、2,200㎡の暫定駅前広場が遠くにあるので、そちらを自家用車用にする等、検討の余地はある。今までの交通手段を前提とした駅前広場の設計ではなく、100年に一度の大きな変革の中で、自動運転バスや自動運転タクシーについて対応を考える等、新しい時代を先取りした計画案を作るのもありだと思う。バスについても、自動運転になるとバッテリーで動くから、電池を充電するような装置の設置についても考える等、未来を予感するような設計も視野に入れながら考えてみたらどうか。

- ・議長

質問等がないようなので、質疑を打ち切る。

言い忘れていたが、諮問事項(1)の質疑の時に委員から指摘があった、地区交通で安全の問題をどのように配慮したらよいかについては、検討の余地があると思う。

基本設計の段階なのか、実施設計の段階なのか、その前の基本構想の段階なのか、どの段階にせよ、住民の意見を取り入れて配慮してほしい。

以上で、本日の審議はすべて終了した。

慎重な審議に対し礼を述べ、第154回川口市都市計画審議会の終了を宣する。